

平成 23 年度 事業計画書

財団法人武蔵野市福祉公社

事業計画

平成 23 年度は福祉公社にとって、新事務所で新たな年度をスタートさせるとともに、昭和 56 年 4 月に事業を開始してからちょうど 30 年が経過した節目の年となります。事業開始 30 周年を記念して、福祉公社を支えていただいた多くの関係者に感謝の意を表し、これまでの軌跡を整理した記念誌を発行いたします。これを機に、心を新たにして福祉公社の理念である在宅高齢者をはじめ誰もが安心して地域で暮らせることを目指し、法人運営と事業の推進を図ってまいります。

福祉公社・市民社協の事務所移転は、市議会への陳情など市民及び法人関係者から多くのご意見をいただいたことを受けて平成 22 年 5 月に立ち上げた、外部有識者で構成される「事務所移転検証委員会」の審議を経て、平成 23 年 3 月に両法人とも武蔵野市吉祥寺北町 1 丁目 9 番 1 号にある旧マンションギャラリーの建物に移転する運びとなりました。ただし、この事務所は当面のものでありますので、移転後福祉公社、市民社協それぞれの法人のあるべき姿を議論したうえで、あらためて新社屋について検討を行うことといたします。

法人のあるべき姿は、公益法人制度改革、福祉三団体改革の対応等にかかわる市政の重要な課題であり、今年度、市が策定する次期健康福祉総合計画において議論される予定です。この問題に限らず市と連携を図り、法人内部の議論を進めるとともに、スタートから 2 年を経過した財団法人武蔵野市福祉公社中長期事業計画の見直しを行います。

公益法人制度改革への対応は、平成 24 年 4 月の移行を目指して情報収集等を進めてきたところですが、東京都とも十分な連携をとり、事業再編等の移行準備や申請手続き等を確実に進めるため、あらためて移行スケジュールを組み立て直し、今年 7 月までにお示しする所存です。

福祉公社は、市の健康福祉政策を支えるとともに、東京都社会福祉協議会、武蔵野市民社会福祉協議会、武蔵野市医師会、武蔵野市老人クラブ連合会など関係機関とも連携を密にして市の豊かな福祉土壌の形成に尽力してまいります。

財団法人武蔵野市福祉公社

本部事業 (352,256 千円)

在宅サービス事業及び権利擁護事業 (148,680 千円)

1 有償在宅サービス事業 (123,701 千円)

本事業の特徴である利用者への総合的な身上配慮サービスを益々充実させ、少子高齢社会、無縁社会における市民の援護者として市民ニーズに応えます。本事業は、権利擁護事業、成年後見事業の基礎をなす事業でもあるため、権利擁護事業との併存利用、その先にある成年後見事業（法定後見、任意後見）への橋渡しを十分に行い、利用者の「暮らし、人生」を総合的に支援します。また、職員は、身上配慮サービスはもとより、権利擁護及び成年後見の事務に精通する必要があるとあり、職員の資質向上に努めます。今年度は、機動的なサービス提供や予防的な老いじたくの観点から、定期的に各在宅介護支援センターを訪ねることを開始し、連携した活動を行います。

昭和 56 年 4 月以来、この事業は福祉資金貸付事業（リバースモーゲージ）と一体として提供されるサービスとして実施してまいりました。しかし、事業開始以来 30 年を経過し、社会経済状況の変化に伴い、両事業を再点検する時期にきています。様々な課題を整理し、市と連携して対応いたします。

2 啓発普及事業 (1,853 千円)

市民が自立して健やかな老後生活を送るために、福祉公社は蓄積してきたノウハウを活かし皆様をサポートします。具体的方策としては、「市民のための老いじたく講座」と個別の生活課題の相談に応じる「老いじたく・成年後見相談会」を、一か月ごとに開催します。民生・児童委員、地域福祉の会や市民グループ等の諸団体、一般市民の求めに応じ、福祉サービスの利用法、権利擁護事業、成年後見制度等について啓発普及事業を行います。

これらにより、市民生活の様々な課題を自ら主体的に解決できる高齢市民の水先案内、サポートを行います。また、弁護士による法律相談のほか、生活上の様々な悩み、各種福祉サービスの利用に関する総合相談を行います。

3 権利擁護事業 (10,164 千円)

本事業は、一人暮らし高齢者に対する財産保全サービスを源とする独自事業として、地域福祉権利擁護事業に先駆けて昭和 59 年に始まりました。総合的に利用者支援を担う有償在宅福祉サービスの財産管理面の色彩を有し、財産管理とそれに付随する相談支援や調整活動を内容としています。今後も、これまでに蓄積したノウハウを駆使し、利用者の権利を守ります。また、市内各機関からの困難事例の相談に応じ、虐待や消費者被害等の対応のための調整活動、担当者会議での講演などスーパーバイザー的働きを担います。

4 地域福祉権利擁護事業 (3,633 千円)

東京都社会福祉協議会から受託し、基幹事業所として本事業を行います。この制度の利用者の利益を保護し、日常生活を営む上で必要な福祉サービスの利用支援に一層努めます。

5 成年後見事業 (9,329 千円)

成年後見推進機関として、後見ニーズを有する市民に対し実践的な成年後見申立の支援をします。更に、法定後見、任意後見サービスを提供します。これまで培ってきた支援のノウハウを駆使し、単に法的な代理行為だけでなく、周辺問題への対応も行い、利用者の暮らしを支援します。

更に、市長による成年後見等申立の成年後見人等を受任します。

居宅介護支援事業及び訪問介護事業 (203,576 千円)

6 居宅介護支援事業 (14,339 千円)

介護保険法に基づく居宅介護支援事業を実施します。公社の伝統である有償在宅サービスや権利擁護事業と連携しつつ、利用者支援を実践します。

7 訪問介護サービス事業 (150,376 千円)

介護保険法上の訪問介護サービス事業を実施します。また、市内の民間訪問介護事業の補完支援機能を発揮し、処遇困難事例等を担います。コーディネーター、常勤ヘルパー、フレックスヘルパー、登録ヘルパーが重層的にサービスを担い、機動的に市民ニーズに応えます。登録ヘルパーが「点」での活動とするならば、時間帯という「線」で活動するフレックスヘルパーを活用し、更なるチームケアを実践します。そのために、フレックスヘルパーが対応可能なケア時間帯を柔軟に運用する工夫をします。共に地域社会を構成する市民による高齢者支援というセンターの特徴を伸ばします。

また、市内の訪問介護事業所のサービスの質の向上に取り組むため、ホームヘルパー、コーディネーターを対象とした研修事業を実施し、市・高齢者支援課地域支援係の人材育成担当と連携します。介護技術の向上、医療ケア、倫理・法令遵守等の研修も広く視野に入れ対応いたします。

8 居宅介護サービス事業（障害者自立支援法） (9,257 千円)

ホームヘルプセンター武蔵野で、障害者を対象にした自立支援法による居宅介護サービス事業を実施します。

9 生活支援事業（ホームヘルプセンター武蔵野受託事業）(24,083 千円)

高齢者及び難病者の生活支援ホームヘルプサービスを実施します。特に市の認知症高齢者見守り支援ヘルパー派遣事業の受託主体として、より良質なサー

ビス提供を実践し、介護保険事業を補充補完します。

10 ホームヘルパー養成等講習事業 (5,521 千円)

2級ホームヘルパー養成講習会を、公社の自主事業として開催し、意識とスキルの高い福祉人材を養成します。昨今の厳しい経済状況から、雇用対策の一環として、講習修了後一定時間実務に就いた受講生には、講習費の8割を返還する事業（ケアキャリア23）を今年も行います。

高齢者福祉施設の管理運営等受託事業 (392,468 千円)

高齢者総合センター受託事業 (309,501 千円)

今年度においては、高齢者総合センターの事業の内、「センターの管理運営」、「デイサービス事業」、「社会活動センター事業」の3事業を、武蔵野市（以下「市」という。）よりの指定管理事業として、「在宅介護支援センター事業」、「補助器具センター事業」の2事業を、市よりの委託事業として実施します。

なお、指定管理事業及び委託事業については、中長期事業計画に基づき、引き続き課題解決に向けての検討・取り組みを行います。

11 高齢者総合センターの管理運営事業【指定管理事業】 (65,028 千円)

センターの管理運営を受託し、実施します。

12 在宅介護支援センター事業【受託事業】 (62,319 千円)

在宅の要介護高齢者に対し、在宅介護に関する総合的な相談に応じ、保健・福祉の各種サービスを総合的に提供するために、専門職による在宅介護支援事業を行います。

平成22年度より、要支援高齢者の実態把握、地域に向けて在宅介護支援センターの周知を目的として、民生委員をはじめ各地域福祉の会や東京都住宅供給公社等との連携強化を図ってきましたが、今年度は、連携の範囲を広げUR都市機構との連絡会を実施するするとともに、増加する都市型マンションへの対策として、認知症研修等の機会を活用し、管理組合との繋がりを作り、連携を推進していきます。また、各種研修会への参加や日常業務におけるチーム制やOJTにより職員の育成、資質向上を図っています。

なお、地域包括支援センターブランチ事業及び平成22年10月より受託を開始した都営武蔵野アパートシルバーピア生活援助員（LSA）業務は、引き続き受託し、実施します。

13 補助器具センター事業【受託事業】 (22,895 千円)

作業療法士を配置し、ニーズを持つ市民の社会資源として、専門職のノウハウ

ウを發揮し、補助器具や住宅改修、利用者の生活動作の習得等について、利用者及びケアマネジャー等へのアドバイスを行い、その在宅生活がより良いものとなるよう支援します。

なお、地域リハビリテーションの観点から、組織・機能のあり方について、市と協議・検討を行ってまいります。

14 デイサービスセンター事業 (99,475 千円)

在宅の要介護高齢者の日常生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上及び、家族の身体的・精神的負担の軽減を図るとともに、要支援高齢者に対しては、予防給付サービスとして運動器機能向上プログラム等を実施し、予防を図ります。

市内デイサービス事業所の増加及び利用者の入院・ショートステイなどにより、一昨年度から利用者の減少が続いていることから、利用者の要望の高い入浴サービスの利用定員を昨年度に続きさらに増やす他、プログラムを見直し、要介護高齢者の個別機能訓練の充実、要支援高齢者の予防給付サービスとして運動器機能向上プログラムの充実を行うとともに、送迎バスの経路を見直し、より広い範囲の利用者を送迎できるようにし、利用者の増加・収益のアップを目指します。

15 社会活動センター事業 (59,784 千円)

高齢者に対して健康の増進、教養の向上、趣味活動のための援助、仲間づくりの機会を提供することや世代間交流などを実施します。各種講師による講座の充実を図ります。また、高齢者の生きがいと健康増進事業「地域健康クラブ」をコミュニティセンター等 18 会場にて 21 コースを実施します。

利用者の要望などを踏まえ、事業の見直しを行い、講座の変更・廃止等を行い、今年度は、参加希望者の減少等により 4 講座を廃止し、新規にギター講座等 3 講座を立ち上げ、新規利用者の拡大を図ります。

なお、事業参加者の受益者負担について、市の生涯学習事業や他市の高齢者向けの事業の状況を調査し、それらを基に検討をした結果、現時点では、現行の方法（教材費のみ自己負担）を継続することとしました。また、自主事業である『ふれあいまつもと』は、その事業形態・事業内容について、今年度より検討を行ってまいります。

北町高齢者センター受託事業 (82,967 千円)

16 北町高齢者センター受託事業【指定管理事業】 (82,967 千円)

センターの管理運営について指定管理者として市の指定を受け、デイサービス事業（コミュニティケアサロン）及び小規模サービスハウスの管理を行います。

運営方針に基づき、利用者、ボランティア、職員が一体となって明るく楽しい一日を過ごせるよう、趣味生きがい活動に重点をおいたプログラムの提供を心掛けると共に、利用者家族や介護サービス事業者（ケアマネ）との連携をより一層密にし、利用率の維持向上に努めます。

当センターは、開設当初からボランティアが一体となり運営されていますが、ボランティアも高齢化してきているため、今年度は、ボランティアセンター武蔵野の活用や、定期的にボランティアの募集により、新たなボランティアの確保を図ります。また、大野田福祉の会等、地域との交流にも引き続き努めていきます。

小規模サービスハウスは、日々の見回りや設備点検等により入居者の安全と衛生確保を図るとともに、入居者個々のニーズに応じた相談・助言を行うことにより、自立した生活を維持できるよう必要な援助を行います。

なお、小規模サービスハウス事業については、市と連携し、今後の在り方を市と協議していきます。

管理費 （131,594 千円）

17 管理費 （131,594 千円）

(1) 事業開始 30 周年記念事業 （1,000 千円）

福祉公社 30 年の軌跡を振り返るとともに課題等を整理し、今後のさらなる発展につながるよう意識を高め、広く市民にアピールします。

(2) 国際会議派遣事業 （381 千円）

フィンランド共和国タンペレ市で開催される国際会議に福祉公社職員を 1 名派遣（他武蔵野市 1 名、市民社協 1 名）し、情報交換を図り、本市の在宅福祉の取り組みについて情報発信します。